

特定個人情報保護評価制度について

1 概要

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報（氏名・住所・生年月日等＋マイナンバー））を保有する地方公共団体等が、特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。（特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に基づき評価を実施）
⇒特定個人情報を取り扱う事務に係る評価書を作成・公表することにより、特定個人情報について保護対策を適切に講じていることを示すもの。

2 目的

個人のプライバシー等の権利利益の保護や県民・住民の信頼の確保

3 対象・種類

- ・対象：特定個人情報保有事務
- ・種類：対象人数等により基礎項目・重点項目・全項目評価書を作成
全項目評価書（特定個人情報数30万人以上）

4 評価の実施について

- ・特定個人情報を保有する場合は、あらかじめ評価を実施
- ・一定期間経過（原則5年）前に再評価に努める
- 重要な変更を加えようとするときには再評価の実施が必要

5 評価の実施手順

- ・評価書の作成⇒パブリック・コメント⇒第三者点検⇒公表